第6章

気持ちいいね

地域による包摂を推進するための取組

第1節 地方公共団体との連携強化等 …… 142

第１節 地方公共団体との連携強化等

1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

（１）市区町村による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進【施策番号 77】

再犯防止に関して、国、都道府県及び市区町村が担う役割（資 6-77-1 参照）が第二次再犯防止推進計画に明記されたところ、市区町村が、犯罪をした者等の個々のニーズに応じた伴走型支援を実施するなどして、前記の役割を十全に果たすことができるよう、法務省は、市区町村に対して再犯防止に関する必要な情報提供を行っている。

また、矯正施設においては、矯正施設が所在する自治体によって組織する矯正施設所在自治体会議（令和７年３月現在で 102 団体が参加）とも連携して、矯正施設の地域における防災拠点としての活用、地域と連携した刑務所作業製品の製作や職業指導製品の展示・販売、被収容者による社会貢献につながる活動の企画・実施等、市区町村等と連携協力し、再犯防止にも地方創生にも資する取組を推進している。

資 6-77-1 第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割

第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割について

国
- 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。
- 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。

都道府県

広域自治体として、
- 各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や地域のネットワーク構築に努める。
- 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などの実施に努める。

市区町村

地域住民に最も身近な地方公共団体として、
- 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

出典：法務省資料による。

（２）都道府県による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進【施策番号 78】

再犯防止に関して、国、都道府県及び市区町村が担う役割（【施策番号 77】参照）が第二次再犯防止推進計画に明記されたところ、都道府県が、各地域の実情も踏まえ、域内の市区町村と連携し、再犯の防止等に関する取組を切れ目なく実施するために必要な調整等を行い、前記の役割を十全に果たすことができるよう、法務省は、都道府県に対して必要な情報提供等を行っている。

また、法務省は、令和５年度から、都道府県が地域の実情に応じた再犯防止施策の充実を図ることにより、地域における再犯防止の取組を促進し、安全安心な地域社会の実現に資することを目的として、都道府県が基礎自治体に対する施策の企画立案支援、基礎自治体に対する理解促進・人材育成及び犯罪をした者等に対する直接支援を実施するに当たり、補助金を交付する「地域再犯防止推進事業」を実施している。

2 地方再犯防止推進計画の策定等の支援【施策番号 79】

法務省は、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」※1（資 6-79-1 参照）を作成し、全国の地方公共団体に配布するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が連携し、保護司等民間協力者の協力を得て、地方公共団体に対し、再犯防止施策に関する説明や協議を実施している。

さらに、地方公共団体に対して、第二次再犯防止推進計画において設定された再犯の防止等に関する施策の指標（出所受刑者の２年以内再入率等）についての都道府県別データの提供を行っているほか、警察庁からデータの提供を受け、警察署管轄別の犯罪統計に係る情報についても提供している。

加えて、地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会（【施策番号 81】参照）等の開催等を通じて、引き続き、都道府県や市区町村に対して、再犯防止施策の効果的な実施に資する情報提供等を行うとともに、地方再犯防止推進計画の策定に向けた支援等を行っている。

資 6-79-1　地方再犯防止推進計画策定の手引きについて

「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について

概要

- 「地方再犯防止推進計画」とは、地方公共団体が再犯防止等に関する施策について定める計画。再犯防止推進法においては、その策定が努力義務とされている。
- 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」は、特に市町村における地方再犯防止推進計画の策定を促進するため、計画策定に至るまでの事務手続例や、計画に盛り込む施策の具体例などをまとめたもの。

手引きの構成

第１章　計画策定の意義等
1　法的根拠
2　計画策定の意義
3　計画策定の流れ

第２章　計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について
1　計画策定の趣旨等
2　地域における再犯防止を取り巻く状況
3　重点課題・成果指標
4　取組内容
5　推進体制

第３章　具体的な取組の記載例等
1　就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
2　保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
3　学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
4　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
5　民間協力者の活動の促進等のための取組
6　地域による包摂を推進するための取組
7　再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

出典：法務省資料による。

※１　地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和５年３月改定版）
https://www.moj.go.jp/content/001395209.pdf

法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉計画（資 6-79-2 参照）を積極的に活用するよう周知しており、地方再犯防止推進計画が地域福祉計画と一体として策定される例も相当数見受けられる（資 6-79-3 参照）。

厚生労働省は、都道府県が医療計画（資 6-79-4 参照）を策定するに当たって参考となるように、精神疾患の医療体制の構築に係る指針を定めている。当該指針では、再犯防止推進法において、犯罪をした薬物依存症者等に適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている点を紹介している。また、都道府県の第８次医療計画において、薬物依存症に対応できる医療機関を明確にする必要があるとしている。

資 6-79-2　地域福祉（支援）計画の概要

地域福祉（支援）計画について

概要

○「市町村地域福祉計画」(社会福祉法第107条)と「都道府県地域福祉支援計画」(同法第108条)からなる。
○「市町村地域福祉計画」は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。
○「都道府県地域福祉支援計画」は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。
○ 平成29年の社会福祉法改正により、盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加するとともに、策定を努力義務化。
○ 令和2年の社会福祉法改正により、盛り込むべき事項に地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を追加。

計画に盛り込むべき事項

【市町村地域福祉計画】
1　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

【都道府県地域福祉支援計画】
1　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
3　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
4　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
5　市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

※下線部分は令和２年の社会福祉法改正により追加された記載事項（令和３年４月１日施行）

出典：厚生労働省資料による。

資 6-79-3　地方再犯防止推進計画策定数（策定方法別）

地方公共団体	策定数	他の関連計画に包含して策定	単独での策定
都道府県	47	2	45
指定都市	20	9	11
市区町村	748	625	123

注　1　法務省資料による（令和６年４月１日現在）。
　　2　地方再犯防止推進計画の策定に代えて条例を制定した地方公共団体、実施方針として策定した地方公共団体も含む。
　　3　他の関連計画としては、地域福祉計画、防犯に関する計画、人権に関する計画等が挙げられる。

資 6-79-4　医療計画の概要

医療計画について

○ 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。

○ 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

○ 6年間　（現行の第8次医療計画の期間は2024年度～2029年度。中間年で必要な見直しを実施。）

記載事項（主なもの）

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

330医療圏（令和6年4月現在）

【医療圏設定の考え方】
一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。
・地理的条件等の自然的条件
・日常生活の需要の充足状況
・交通事情　等

三次医療圏

52医療圏（令和6年4月現在）
※都道府県ごとに1つ（北海道のみ6医療圏）

【医療圏設定の考え方】
特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

○ 地域医療構想

・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

○ 5疾病・6事業（※）及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）。
6事業…6つの事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））。

・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCAサイクルの推進）。

○ 医師の確保に関する事項

・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定（3年ごとに計画を見直し）

・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

出典：厚生労働省資料による。

3 地方公共団体との連携の強化

（1）犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号 80】

法務省では、再犯防止を一層推進していくに当たっては、矯正施設が被収容者に関する情報を適切かつ効果的に関係機関等との間で共有し、被収容者の立ち直りを支えていくことが極めて重要であるとし、令和４年９月から、被収容者等の同意がある場合において、再犯防止に資すると認められるときは、関係機関等への適切な情報提供を積極的に行うこととしており、令和６年３月、改めてこの取組の趣旨を矯正施設に通知した。

また、従来から、更生保護官署において、個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、地方公共団体等が犯罪をした者等への支援を行うに当たり必要な情報について、当該犯罪をした者等の同意を得るなどした上で、地方公共団体等への提供を行ってきたところ、令和６年３月、更生保護官署において犯罪をした者等に対する処遇等を実施する中で得られた情報は、その者に対する支援を行う地方公共団体にとっても有用性が高く、これらの情報を適切に共有することは、再犯の防止等を推進する上でも有意義であることを踏まえ、改めて、これらの情報を地方公共団体に提供するに当たっての留意事項等を取りまとめ、更生保護官署に通知した。

さらに、検察庁は、入口支援を実施するに当たり、犯罪をした者等の再犯防止を実現するため、関係機関等と十分なコミュニケーションを図りつつ、関係機関等に対し、適切な情報提供を行うこととしている。

（２）再犯の防止等の推進に関する知見等の提供及び地方公共団体間の情報共有等の推進【施策番号81】

法務省は、令和３年度から、地方公共団体による再犯防止の取組において蓄積された成果や課題等を全ての地方公共団体へ共有し、更なる取組の促進を図ることを目的に、地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会として、「全国会議」※２及び全国６ブロックにおける「ブロック協議会」※３を開催している。令和６年度は、「全国会議」及び「ブロック協議会」を対面及びオンラインのハイブリッド形式でそれぞれ実施した。

また、職員を地方公共団体、司法関係団体等が開催する研修やシンポジウム等に講師として派遣するなどし、地方公共団体の職員や犯罪をした者等の支援を行う関係者等に対して、法務省における取組や支援に関する知見等を提供している。

さらに、矯正管区においては、令和５年度から、矯正官署における再犯防止、地域連携等の取組について、地方公共団体や関係機関等の職員を主な対象として情報を提供する「地域連携セミナー」を実施している。

（３）地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号82】

一部の地方公共団体においては、刑事司法関係機関の職員、犯罪をした者等への支援を行う民間団体の職員等を構成員とする会議体を設置し、再犯防止に係る取組の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行っている。

法務省は、こうした会議への職員の参画や必要な情報提供等を通じて、公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体におけるネットワークの構築や連携を支援している。令和３年度以降、これらの取組を更に促進するため、地方公共団体を対象とした全国会議及びブロック協議会（【施策番号81】参照）を開催している。

また、一部の保護観察所においては、令和４年10月から実施している「更生保護地域寄り添い支援事業」（令和４年10月から令和７年３月までは「更生保護地域連携拠点事業」）（【施策番号84】参照）を通じて、地方公共団体を含めた地域支援体制の整備や支援者支援に取り組んでいる。

さらに、保護観察所においては、令和５年12月から、更生保護に関する地域援助（【施策番号83】参照）により、地方公共団体を始め、地域社会において犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に資する支援等を行う関係機関・団体に対する援助として、更生保護に関する専門的知識を活用し、これらの関係機関等が支援している者への対応、更生保護又は犯罪予防に関する研修、広報等に係る必要な情報の提供、助言等を行っている。また、支援対象者が地域において必要な支援を円滑かつ継続的に受けるために必要な都道府県単位又は市区町村等の地域単位における関係機関等との連携体制の構築に取り組んでいる（実績については【施策番号83】参照）。

※２　全国会議
地方における再犯防止の取組により蓄積された成果や課題等を全ての地方公共団体へ共有し、更なる取組の促進を図るもの。

※３　ブロック協議会
全国会議の開催を受け、全国６ブロックにおいて、再犯防止の取組を進める地方公共団体を対象として、情報提供や意見交換等を実施するもの。

4 支援の連携強化

（1）更生保護に関する地域援助の推進【施策番号 83】

法務省は、保護観察所において、令和５年 12 月から施行された改正更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）により新設された更生保護に関する地域援助（資 6-83-1 参照）を実施している。保護観察所においては、犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」（リスタート・サポートの略）※４を設け、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域で生活する元保護観察対象者や刑務所出所者等本人又はその家族を含む地域住民や、関係機関･団体等からの相談に応じ、個別事案に係る必要な助言や調整、支援に関する事例検討会・研修・情報提供等の援助を行うほか、犯罪をした者等が、地域における関係機関・団体等による必要な支援を必要な期間受けることができるよう、地域における関係機関・団体等との連携体制の構築を図っている（【施策番号 82】参照）。令和６年に、更生保護に関する地域援助を実施した件数は 4,007 件であり、そのうち、支援対象者等に対して実施した件数は 1,071 件、関係機関等に対して実施した件数は 2,936 件であった。

資 6-83-1　更生保護に関する地域援助の概要

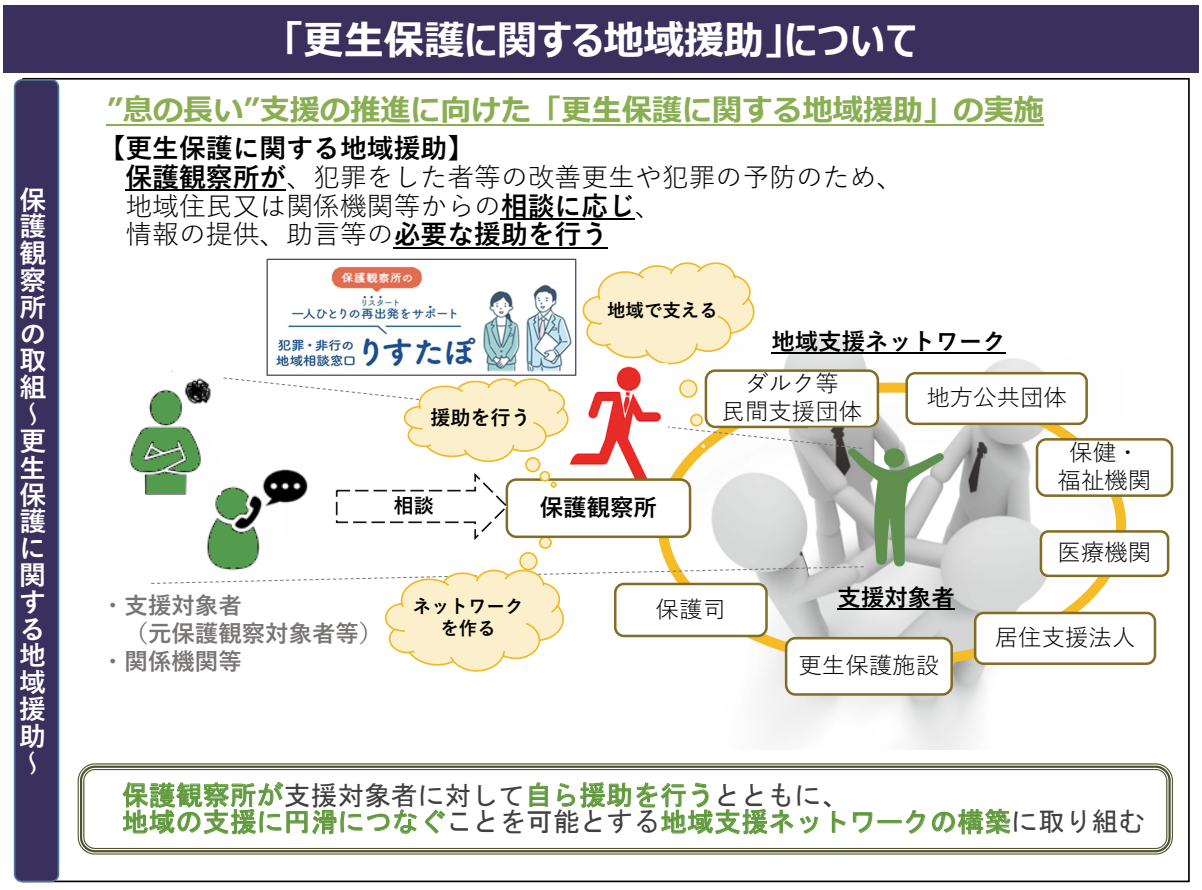

出典：法務省資料による。

※４　更生保護に関する地域援助（犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」）
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_00024.html

（２）更生保護地域連携拠点事業の充実等【施策番号 84】

法務省は、保護観察所３庁（旭川、さいたま及び福井）において、地域における再犯防止につながる“息の長い”支援を実現するため、令和４年 10 月から、地域の関係機関、民間協力者等による地域支援体制を整備するとともに、それぞれが行う支援活動の支援を行う「更生保護地域連携拠点事業」を民間事業者に委託し、実施してきたところ、令和７年度は、事業内容の一部を見直した上で、名称を「更生保護地域寄り添い支援事業」（資 6-84-1 参照）とし、保護観察所４庁（旭川、さいたま、福井及び福岡）において、地域において継続的な支援を必要とする犯罪をした者等と、これらの者を支援する支援者の双方に寄り添った支援を実施することとしている。

資 6-84-1　更生保護地域寄り添い支援事業の概要

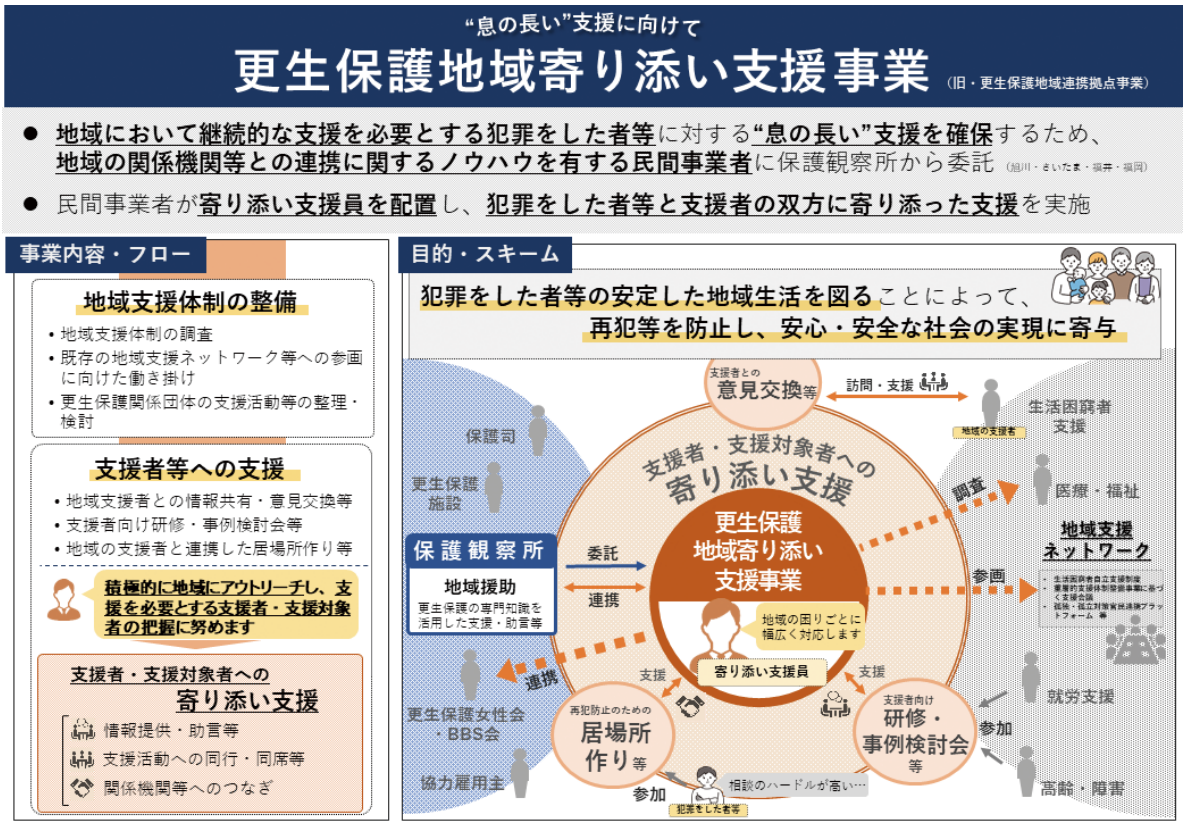

出典：法務省資料による。

（３）法務少年支援センターにおける地域援助の充実【施策番号 85】

法務省は、少年鑑別所（法務少年支援センター）において、非行・犯罪をした者や、その支援を行う関係機関等の依頼に適切に対応できるよう、教育機関や保健福祉機関等、地域の関係機関と定期的な連絡会議を開催するなど、多機関連携を強化している。また、支援を必要とする当事者等がより利用しやすい相談環境を提供するため、令和３年 11 月から一部の少年鑑別所（法務少年支援センター）でオンラインによる心理相談を開始したところ、令和５年６月からは全ての少年鑑別所（法務少年支援センター）で実施している。さらに、令和６年５月から、法務少年支援センターのホームページを公開し、全ての少年鑑別所（法務少年支援センター）において、地域援助に係る相談メール受付システムの運用を開始するなど、相談者等の利便性の向上を図っている。

5 相談できる場所の充実

（1）刑執行終了者等に対する援助の充実【施策番号 86】

法務省は、保護観察所において、令和５年 12 月から施行された改正更生保護法により新設された、刑執行終了者等に対する援助を実施している。保護観察所においては、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、その特性や支援ニーズに応じた情報の提供、助言等を行うほか、地域の関係機関・団体等による必要な支援につながるよう必要な調整を行うなどの援助を実施している。刑執行終了者等に対する援助は、本人からの自発的な申出を待つことなく、保護観察所が能動的に働き掛けて実施することが可能なもので、かつ法定期間の定めもないという点で、更生緊急保護（【施策番号 25】参照）を補完する援助の措置として位置付けられる。令和６年に、刑執行終了者等に対する援助を実施した延べ人員は 208 人であった。

（2）更生保護施設による訪問支援事業の拡充【施策番号 87】

法務省は、更生保護施設退所者等が地域生活に定着するまでの間の継続的な支援として、平成 29 年度から更生保護施設に通所して支援を受けるフォローアップ事業（【施策番号 20】参照）を委託する取組を実施してきたところ、自発的に更生保護施設に通所できないなど、フォローアップ事業では支援の手が届かない者に対して必要な支援を行うため、令和３年 10 月からは、自宅等を訪問するなどして生活相談支援等をアウトリーチで行う訪問支援事業の委託も開始した。フォローアップ事業については、令和６年度の委託実人員は 1,656 人（令和５年度：1,159 人）、延べ人員は 11,586 人（令和５年度：8,505 人）であり、訪問支援事業については、令和６年度は、全国 19 施設において実施し、令和６年度の委託実人員は 654 人（令和５年度：445 人）、延べ人員は 5,733 人（令和５年度：2,858 人）である（資 6-87-1 参照）。

資 6-87-1　更生保護施設における訪問支援事業の概要

訪問支援事業について

背景・導入の経緯

○　更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため**「フォローアップ事業」を開始**（H29年度～）

○　満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）

○　更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**

➡ アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

効　果

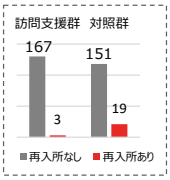

結　果

訪問支援群 1.8%
⇔ 対照群 11.2%

訪問支援群の方が有意に再入所が少ない

➡

訪問支援は再犯防止に効果あり

対象　令和６年４月から令和７年３月までの間に訪問支援を実施した170人（全19施設）

方法　○訪問支援を実施した者（訪問支援群）
○訪問支援を実施しなかった者（対照群）
について、令和７年３月末までに退所後の犯罪により受刑のため**刑事施設に再入所した者の割合**を比較

概　要

実施施設　**全国19施設**を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置
［函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（２施設）、横浜、新潟、金沢、京都（２施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島］

対象者　保護観察対象者または更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

支援の方法・内容　訪問支援職員が、更生保護施設退所者等の**自宅等を定期的に訪問**するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

定期的な訪問による生活相談支援等

・日常生活に関する相談
・就労支援
・金銭管理指導
・福祉関係団体等とのケア会議
・行政サービスの利用援助
・関係機関等への同行支援
・・・等

出典：法務省資料による。

COLUMN
10

更生保護分野を対象としたフードバンク活動

更生保護施設等支援協議会　藤本晴男

1　活動のきっかけ（更生保護施設支援活動）

平成 22 年、リーマンショック後の不況で失業者が多発していました。刑務所出所者等で帰る場所のない人々は、更生保護施設に帰住しアルバイトで自立資金を蓄えるのですが、仕事が皆無の状況でした。

岡山県の更生保護施設美作自修会施設長の「収入がなくても期限には施設から出てもらわなければならないが、３日もすると空腹に耐えかねて万引きし、警察から照会が来る。何とか助けたい。」の声に保護観察官や保護司会会長が動き、私も協力を依頼され更生保護施設との関わりが始まりました。

2　「食品ロスで再犯防止」の取組

そうした中、県等の依頼を受け、フードバンク活動を関係団体に提案しましたが理解が得られず、平成 30 年「社会を明るくする運動」強調月間の７月、更生保護施設等支援協議会を立ち上げました。

まず、包装紙の破損や賞味期限切迫のために廃棄予定の食品を、スーパーから当協議会が毎月定期的に回収して更生保護施設や児童養護施設に届けることから始めました。

食品を受け取った施設では、施設内での利用のほか、退所者のフォローアップや近隣の生活困窮者を招いた取組での提供を行っています。声掛けと合わせて食品を渡す取組は対象者にとって心強い励ましとなり、再犯防止に役立っていると現場からお聞きしています。

3　地元店舗からの直接の受取りの推進

平成 31 年３月、法務省担当官から、「対象者等が直接近隣の店舗から受け取れないか」と提案を頂き、協力スーパーに相談しました。この方法であれば全国で毎日廃棄されている生鮮食品が活用できるため、「食品ロス削減と温室効果ガス排出量削減」が大きく進みます。

そこで、薬物依存症自立施設で、２店舗からの受取りを試行してみました。同施設は 24 時間共同生活で当番がする調理で、美味しい食事は多くないらしく、たまにスイーツなどが届くと歓声が上がるそうで、更生生活の励みになっていると聞いています。

また、全国各地の更生保護施設が同様に店舗から食品を直接引き取る実績を積み重ねていくことは、提供する企業にとって、広く社会貢献活動の機会を得ることにもつながります。提供企業が更生保護施設を核として、その対象をこども食堂や就労支援事業所に広げることも期待されます。

4　市民の理解と協力による活動の広がり

食品スーパーチェーンとの協議で、家庭で余った食品を回収する「フードドライブ」にも取り組むことになりました。食料品価格の上昇が続いているため、期待薄と思いながらの PR でしたが、店舗からの提供量の数倍もの食品が寄せられています。

市民の皆さんの善意は想像以上であり、今後、対象者及び更生保護施設双方の支援に一層役立てたいと頑張っています。

バレーボール岡山シーガルズとフードドライブの広報

スーパーで受け取っている様子

滋賀県光風寮施設長による直接受取り